

健康局公用車車体利用広告デザイン審査基準

(一般基準)

第1条 車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと
- (4) 広告を掲出する場所及び面積は別に定めるところに従うこと
- (5) いかなる場所においても、車体塗装は行わないこと

(安全上からの禁止事項)

第2条 車体利用広告物はその広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの
 - ウ 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効果を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のある漫画や映像表示となっているもの
 - イ 文字表記が縦書きであるもの
 - ウ 文字表記が多いもの、又は絵柄や文字が過密であるもの
- (3) 車体の排気口やスピーカー口をラッピングでふさぐデザインとなっているもの

(雑則)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。